

拝啓

晩秋の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

上原 邦彦 様におかれましては、東日本大震災に係る震災遺児・孤児の支援のための寄附金「東日本大震災みやぎこども育英募金」へ、多大なる御支援を賜り、心から感謝申し上げます。

これまで、宮城県では、いただいた御寄附について、震災で保護者を亡くした子供たちのための奨学金や、その子供たちを育てている里親の方々の支援、被災地の子供たちの心のケアなどに使わせていただいております。子供たちや、その保護者の方々からは、多くの感謝の声が寄せられており、重ねて感謝申し上げます。

さて、震災から7年8か月が経過し、今年度は、震災遺児・孤児全員が小学生以上となりました。子供たちを取り巻く環境も少しずつ変化してきていることから、宮城県では、子供たちがより安心して進路を選択し、将来の夢に向かって励むことができるよう、奨学金を増額する方向で検討を進めております。学校で必要となる経費だけでなく、学校外での活動費や、大学進学により一人暮らしとなる場合の生活費などを考慮の上、十分な金額に増額し、震災遺児・孤児が大学等を卒業して社会に羽ばたく日まで、継続して応援してまいります。

その一方で、病気や、交通事故など震災以外の要因により保護者を亡くした子供たちもいます。保護者を亡くしたという境遇は、震災遺児・孤児と何ら変わるところはなく、このような子供たちへも何らかの支援ができないかと考えております。

震災遺児・孤児に対しては、最優先で、前述のとおり充分な額の奨学金をお渡しするほか、継続して心のケアなどの支援を行ってまいります。現在、それらを踏まえてもなお多くの御寄附を頂戴しております。

そこで、震災遺児・孤児への支援を継続した上で、可能な範囲で、御寄附の一部を、これら震災以外の要因により保護者を亡くした子供たちへの奨学金として使わせていただきたく検討しております。震災遺児・孤児の奨学金の増額とあわせ、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件について、御意見がございましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴殿の御健勝と御多幸を心より祈念申し上げます。

敬具

平成30年11月14日

ひまわり法律事務所

弁護士 上原 邦彦 様

宮城県知事 村井嘉浩